

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ 及び
社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会
合同会議 議事要旨

1. 日時 令和6年6月3日（月）15：00～17：00

※対面・WEBシステムによるハイブリッド会議方式

2. 出席者

【総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ 委員・オブザーバー】

田辺委員長、井上委員、鈴木（大）委員、山下委員（欠席：中村委員、望月委員）

矢座オブザーバー、清オブザーバー、岡田オブザーバー、岡村オブザーバー、

布井オブザーバー、谷口オブザーバー

【社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会
委員・オブザーバー】

田辺委員長（兼）、秋元委員、伊香賀委員、清家委員、澤地委員、鈴木（大）委員（兼）

鈴木（康）オブザーバー、高井オブザーバー、高橋オブザーバー、林オブザーバー、

上木オブザーバー、富樫オブザーバー、川島オブザーバー

3. 議題

- ・本会議で審議いただいた事項の反映状況（報告）
- ・中規模非住宅建築物の省エネ基準の見直しについて
- ・住宅トップランナー基準の見直しについて

4. 議事要旨

1つの議題についての報告と、2つの議題についての審議が、それぞれ以下のとおり行われた。

議題（１） 本会議で審議いただいた事項の反映状況（報告）

事務局より資料３について説明し、本議題に対する主な意見は以下のとおり。

- ・ 未評価技術の評価の円滑化に向けた性能評価のガイドラインが公表されたとのことであるが、未評価技術１５項目の評価はほとんど進んでいないと認識。未評価技術や新技術が早期に活用できるような体制を引き続き検討いただきたい。

議題（２） 中規模非住宅建築物の省エネ基準の見直しについて

事務局より資料４について説明し、原案のとおり承認することとなった。本議題に対する主な意見は以下のとおり。

- ・ 設備仕様だけでなく外皮仕様についても見直しすることが省エネ性能の向上に有効であることや、現行基準と引上げ後基準とで外皮仕様に差があったとのことだが、具体的にどのような仕様であったかという情報などを具体的に説明しながら発信し、設計の目安となるようにされたい。
- ・ 例示された見直し後の設備仕様について、市場における当該製品の販売状況、普及割合、価格等を把握する必要があるのではないか。テナントオフィス等における貸方基準についても検討し、実際の建物使用者からのクレームにつながらないようバランスをとる必要がある。
- ・ 未評価技術の評価方法や、空調方式の違いによる検討等も議論し検討すべき。
- ・ 飲食店等については、提供される料理やサービス等の業態に応じて設備負荷も大きくなることが予想され、業態により引上げ後基準への適合の難易度が変わってくると思われるため、適合が難しい背景等を深掘りしたうえで慎重に対応を検討されたい。また、飲食・物販のみの施設だけでなく、飲食や物販の比率の高い複合施設において、建築主と合意のうえで貸方基準での原単位設定を下げていき、入居テナントにも確実に伝達する必要がある。
- ・ 引上げ後基準に適合させるためには発注者の理解が不可欠なため、本資料にて整理いただいたデータや、ＣＯ２がどれだけ削減したか等の量的なエビデンスについて公開されたい。
- ・ 省エネ適判手続きにおいてはモデル建物法、ＢＥＬＳ認証においては別途標準入力法が使われていることを踏まえ、モデル建物法の改善を更に推進し、評価可能な項目を増やされたい。
- ・ 発注者、設計者、施工者それぞれの方々に対して、コストアップも含めた丁寧な周知をお願いしたい。

議題（３） 住宅トップランナー基準の見直しについて

事務局より資料５について説明し、原案のとおり承認することとなった。本議題に対する主な意見は以下のとおり。

① 省エネ性能の水準について

- ・今後の業界の努力だけでは、より高い省エネ性能は実現できず、需要家や消費者、賃貸住宅の入居者を含めて進んでより高い省エネ性能を取り入れるような社会的な理解の促進が必須だと考える。ZEH・ZEB相当の基準への適合に係る要請について、供給側だけでなく需要側、ユーザー側も正確に理解し成果を上げられるよう、丁寧な広報、説明、支援されたい。

② 太陽光発電設備の取扱いについて

- ・地域区分等により設備の設置状況に違いがあることについて、気候条件だけでなく、地元の施工業者の有無、補助金制度の有無も含めて要因を分析した上で、普及に向けた方策を検討いただきたい。また、普及促進の際には廃棄処理までを見据えて十分に説明されたい。
- ・現在入手可能な太陽光発電設備のみの導入を後押しするような設置目標を現時点で設定することについては慎重になるべきであり、ペロブスカイト太陽電池などの新技術を含めた技術的課題や量産体制の状況を見つつ、また住宅だけに責を負わず他の部分での活用も視野に入れ全体で見て制度検討していく必要がある。
- ・再生可能エネルギーにも様々な選択肢がある中で、なぜ太陽光発電だけに目標値を定めるのかという説明と、積雪寒冷地での降雪による発電の制約や宅地狭小化の一層の進行などの建築・気象条件により発電量が頭打ちになる地域に対しての運用を考える必要がある。太陽光発電のみならず、再生可能エネルギーの導入率のようなものが上位の目標として掲げられて推進されるべき。
- ・住宅に太陽光発電の設置を求めることについて、その具体の方法・基準は合意されていないと認識。個人負担を前提とした設置そのものあるいは設置率の義務化は慎重になるべき。基準達成に向けては地域ごと敷地ごとの発電条件の差を考慮した目標値の設置が必須のうえ、設備の設置費用の補助や屋根貸しの仕組み等の個人負担の軽減方策も合わせて検討すべき。
- ・大手住宅事業者が供給する住宅群の屋根に対して設置を求めることで、町並み景観に大きな影響を与えるという観点を忘れることなく議論されたい。
- ・カーボンニュートラルを考える上ではホールライフカーボンに視点が移りつつあることを踏まえると、住宅トップランナー基準に断熱と省エネ、太陽光発電だけに注視して基準を設けることでは不十分であり、住宅生産のシステムやパッシブ技術などの事業者独自の取組・研究も含めて評価できるような基準であるべき。

その他ご意見

- ・電気の一次エネルギー換算係数の取扱いについて、建築物省エネ法（国土交通省）と省エネ法（経済産業省）とで整合的に対応することが基本と整理されているものと認識。省エネ法において火力平均から全電源平均に係数が変わっており、建築物省エネ法においても2025年以降の見直しに向けた議論が開始されるべき。
- ・住宅トップランナー基準の見直しにおける太陽光発電設備の取扱いに関連して、自治体における再エネ促進区域制度に係る計画立案が進むよう、国からの働きかけを行うとともに、各自治体の制度策定状況を把握・公表し、必要に応じて国が目標を設定する等、制度の促進策について検討されたい。
- ・現在省エネ評価で用いられているZEBプログラムは行政手段としては優れているが、BESTやNewHASPなど上位といえるプログラムにより、より実態に近い評価、実績把握が可能であると理解しているため、それらとの連携などの手立てを準備いただくことで、システムとしての信頼性を高められるものとする。

[問い合わせ先]

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

TEL：03-5253-8111

FAX：03-5253-1630